

# 子ども被災者基本法・見直し修正を！

# 県要請・県民の意見を政府に

十六日、東京電力福島第一原発事故の被災者を対象とする「子ども・被災者支援法」の基本方針に關し、県民の意見を踏まえた内容への見直しを政府に働きかけるよう県に要請した。

要請書は、閣議決定された基本法は、被災者を長期かつ幅広く支援する同法の基本理念に反し、被災者の意見を無視し、一、県独自の公聴会開催と意見のとりまとめ。二、年一ミリシーベルト以上の地域を対象、三、居住、避難、帰還のいずれの選択にも支援四、国の責任による県民健康調査、県民手帳の交付の実



の交流－いわき・双葉との学習・交流－翌日、仮設での朝食交流－医療生協視察交流と盛りだくさんのスケジュールとなつた。



—ミリシーベルト以上・健康手帳求める

社民党福島県  
連合原発対策  
委員会・

発行責任者  
小川右善

ドイツ人医師フクシマ視察

十五、十六日、ド  
イツ人医師アンゲリ  
カ・クラウゼンさん  
が来日し、フクシマ  
を訪れた。

可能エネルギーへと方針を転換し、そして、フクシマ事故後、に脱原発を決定的にした。

二十七日、原発対策委員会を予定し、関係者にご案内をしていきます。

役員会は対策委員会のこれまでの経過や情勢交流、それに対策委員会の県連合内の位置づけ、さらには役員の補強案、そして、当面する運動課題についてフリー討論

汚染水問題は、労働者の被ばく管理、枯渇問題と相俟つて深刻な事態になつています。ターンクからの汚染水漏れ、地下水の汚染、配管や井戸水の濃度汚染、ヒューム管

海洋への漁  
れ、台風時  
の対応など  
これまで三  
十数回のト  
ラブルが発  
生、トラブ  
ルが耐えま  
せん。  
県連は、近  
く県フオーラ  
ムとともに  
に県要請行  
動を行いま  
す。

A photograph showing a red lattice-boom crane's arm extending upwards against a clear blue sky. The crane is positioned on the left side of the frame, with its arm reaching towards the top right.